

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

(東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和52年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。